| | |
|---|---|
| 三十三　業務委託の基準<br>三十四　競争入札その他契約に関する基本的事項<br>三十五　その他機構の業務の執行に関して必要な事項 | 三十二　業務委託の基準<br>三十三　競争入札その他契約に関する基本的事項<br>三十四　その他機構の業務の執行に関して必要な事項 |

**附　則**

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。